

## 第7回日本木材保存協会功績賞候補者の公募について

公益社団法人日本木材保存協会では、平成29年度より、木材保存分野の発展に顕著な功績を収めたもの、または本会の発展に顕著な功績を収めたものに対して「日本木材保存協会功績賞」を授与しています。受賞者は、会員又は賛助会員から受賞候補者の推薦を受けて授賞選考委員会がこれを選考し、理事会の議を経て会長が決定することになっています。

ご推薦に当たりますは、候補者の略歴、業績の概要を記した推薦書の提出が必要です。推薦書は、本会ホームページの左バナーにある「顕彰事業」の「日本木材保存協会功績賞」にあります。

推薦書の提出期限は、2023年12月8日(金)ですので申し添えます。

### 日本木材保存協会功績賞授与規程

第1条 日本木材保存協会功績賞（以下「功績賞」という。）規程は、表彰規程第3条第4号に規定されている別途規定である。

第2条 功績賞は、木材保存分野の発展に顕著な功績を収めたもの、または本会の発展に顕著な功績を収めたものに対して授与する。

2. 受賞者は原則、本会の個人会員とする。

第3条 功績賞は、賞状及び賞品とし、原則として毎年1名に授与する。

第4条 功績賞受賞者は、授賞選考委員会において選考する。

第5条 授賞選考委員会は、功績賞受賞者を選考し、会長に報告する。

2. 会長は、授賞選考委員会の選考結果を理事会に諮り、その承認を以って受賞者を決定する。

第6条 功績賞受賞者の選考基準は、授賞選考委員の意見を聴いて、会長が別に定める。

第7条 本規程の改廃は、稟議規程に基づき起案し、会長の承認を受けるものとする。

附則 この規程は、平成29年5月25日から施行する。

### 歴代日本木材保存協会功績賞受賞者氏名

(敬称略, 所属は受賞当時)

第1回受賞	平成30年度	日本大学生物資源科学部 宇都宮大学農学部	木口 実 羽生 直人
第2回受賞	2019年度	京都大学農学部	藤井 義久
第3回受賞	2020年度	バイエルクロップサイエンス(株) 富山県農林水産総合技術センター	山本 英樹 栗崎 宏
第4回受賞	2021年度	森林総合研究所	桃原 郁夫
第5回受賞	2022年度	奈良県森林技術センター	酒井 温子
第6回受賞	2023年度	森林総合研究所	片岡 厚

### 日本木材保存協会功績賞受賞者選考基準

本選考基準は、公益社団法人日本木材保存協会の日本木材保存協会功績賞授与規程第6条に規定する功績賞受賞者の選考基準で、原則として次の項目に該当するものとする。

- 次の各号の1に該当すること。
  - 木材保存学あるいは木材保存産業の発展に顕著な貢献
  - 本法人の発展に顕著な貢献
- 受賞者の年齢は、定めない。
- 受賞候補者選考のため必要な手続き等については以下のとおり定める。

- 1) 受賞候補者は、正会員または賛助会員からの推薦を受けて授賞選考委員会が選考する。
- 2) 前項の推薦がなかった場合は、授賞選考委員会が推薦することができる。
- 3) 推薦は、次の事項を記載した「日本木材保存協会功績賞受賞候補者推薦書」を本会会長に提出して行うものとする。
  - ① 推薦者の氏名
  - ② 受賞候補者の氏名
  - ③ 受賞候補者の生年月日
  - ④ 受賞候補者の略歴
  - ⑤ 推薦理由（業績の概要で業績の主体を表わす表題をつけ、なるべく具体的に記載のこと）
  - ⑥ 推薦承諾書（団体または企業に所属する会員を推薦する場合は、その所属長または責任者の推薦承諾書を添付すること）
- 4) その他
  - ① 受賞候補者推薦書の提出期限は、毎年12月10日とする。
  - ② 受賞者の選考は、毎年3月末日までに行う。
  - ③ 表彰は、毎年度定期総会で行う。

4 本規程の改廃は、稟議規程に基づき起案し、会長の承認を受けるものとする。

附則

1. この基準は、平成29年5月25日から施行する。
2. この基準は、平成30年9月8日から施行する。



## 第35回木材保存技術奨励賞候補者の公募について

本会は、平成元年に、わが国の木材保存分野において、優れた技術を開発された少壮の技術者を対象に「木材保存技術奨励賞」を授与する制度を創設致しました。この度、「第35回木材保存技術奨励賞」の公募を行いますので、下記の「木材保存技術奨励賞授与規程」と「技術奨励賞授賞者選考基準」をご参照の上、ご応募下さい。

尚、ご応募に当たりましては、応募者の略歴、業績の概要を記した応募書の提出が必要です。応募書は、本会のホームページの左バナーにある「顕彰事業」の「木材保存技術奨励賞」にあります。

応募書の提出期限は、2023年12月11日(月)ですので申し添えます。

### 木材保存技術奨励賞授与規程

- 第1条 木材保存技術奨励賞（以下「技術奨励賞」という。）規程は、表彰規程第3条第5号に規定されている別途規定である。
- 第2条 技術奨励賞は、わが国の木材保存に関する優れた産業技術業績に対して授与する。
  2. 受賞者は、本会の個人会員あるいは学生会員で少壮の技術者とする。
- 第3条 技術奨励賞は、賞状及び賞品とし、原則として毎年1名に授与する。
- 第4条 技術奨励賞受賞者を選考するため、授賞選考委員会を置く。
- 第5条 授賞選考委員会は、技術奨励賞受賞者を選考し、会長に報告する。
  2. 会長は、授賞選考委員会の選考結果を理事会に諮り、その承認を以って受賞者を決定する。
- 第6条 技術奨励賞受賞者の選考基準は、授賞選考委員の意見を聴いて、会長が別に定める。
- 第7条 本規程の改廃は、稟議規程に基づき起案し、会長の承認を受けるものとする。

- 附則 この規程は、平成元年8月2日から施行する。  
 附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
 附則 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

### 歴代木材保存技術奨励賞受賞者氏名

(敬称略, 所属は受賞当時)

第1回受賞	平成2年度	山陽木材防腐(株)	園部 宝積
第2回受賞	平成3年度	(株)片山化学工業研究所	野村 安宏
第3回受賞	平成4年度	東洋木材防腐(株)	小林 智紀
第4回受賞	平成5年度		該当者なし
第5回受賞	平成6年度	大日本木材防腐(株)	蒔田 章
第6回受賞	平成7年度	神東塗料(株)	桜井 誠
第7回受賞	平成8年度	(株)ザイエンス	長野 征廣
第8回受賞	平成9年度	(株)コシイプレザービング	石井陽一郎
第9回受賞	平成10年度		該当者なし
第10回受賞	平成11年度	住友化学工業(株)	藤本いずみ
第11回受賞	平成12年度	(株)エス・デー・エスバイオテック	愛知後 貴
第12回受賞	平成13年度	武田薬品工業(株)	吉田 慎治
第13回受賞	平成14年度	(株)コシイプレザービング	西岡 久寛
第14回受賞	平成15年度	大幸テック(株)	榎本 雄司
第15回受賞	平成16年度	シントーファイン(株)	重村 太博
第16回受賞	平成17年度	三共ライフテック(株)	浅井 岳人
第17回受賞	平成18年度	日本エンバイロケミカルズ(株)	中垣 匡司
第18回受賞	平成19年度	越井木材工業(株)	荘保 伸一
第19回受賞	平成20年度	(株)ザイエンス	茂山 知己
第20回受賞	平成21年度	九州木材工業(株)	内倉 清隆
第21回受賞	平成22年度	越井木材工業(株)	森田 珠生
第22回受賞	平成23年度	兼松日産農林(株)	手塚 大介
第23回受賞	平成24年度	大日本木材防腐(株)	佐伯 義将
第24回受賞	平成25年度	(株)ザイエンス	安田 淳一
第25回受賞	平成26年度	住化エンバイロメンタルサイエンス(株)	馬場 庸介
第26回受賞	平成27年度	三井化学アグロ(株)	大同 英則
第27回受賞	平成28年度	大阪ガスケミカル(株)	片谷 昌寛
第28回受賞	平成29年度	(株)コシイプレザービング	川田 達郎
第29回受賞	平成30年度	兼松サステック(株)	三村 佳織
第30回受賞	2019年度	(株)ザイエンス	池田 学
第31回受賞	2020年度	(株)片山化学工業研究所	松村 賢太
第32回受賞	2021年度	三井化学アグロ(株)	川口 聖真
第33回受賞	2022年度	越井木材工業(株)	内藤 俊介
第34回受賞	2023年度	(株)ザイエンス	諏佐 勇磨

### 技術奨励賞受賞者選考基準

本会の木材保存技術奨励賞授与規程（以下「授与規程」という）第6条に規定する技術奨励賞受賞者の選考基準は、原則として次の各項に該当するものとする。

- 1 木材保存業界において、木材保存産業の発展に寄与する優れた業績であって、次の各号の1に該当すること。
  - 1) 木材保存剤の新規開発または実用化
  - 2) 木材保存処理技術の新規開発または実用化
  - 3) 安全性に対する新たな技術の展開、情報の収集・整理

- 4) 木材及び木造建築物等の劣化・耐久性に関する調査・研究
  - 5) 木材保存処理にともなう廃棄処理及びリサイクル等環境負荷低減技術に関する調査、研究または実用化
- 2 当該産業技術業績が本会の年次大会において発表されているか、もしくは本会会誌「木材保存」に投稿されているか、何れかの実績を有すること。
  - 3 受賞者の年齢は、当該年度の3月31日現在、原則として50才以下であること。
  - 4 受賞者の選考のため必要な手続き等については内規で定める。
  - 5 本基準の改廃は、稟議規程に基づき起案し、会長の承認を受けるものとする。
- 附則 この基準は、平成元年8月2日から施行する。
- 附則 この基準は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この基準は、平成28年8月17日から施行する。
- 附則 この基準は、平成30年1月1日から施行する。



## 第21回木材保存学術奨励賞候補者の公募について

本会は、平成15年に、わが国の木材保存分野において、優れた学業成績をあげた少壮の研究者を対象に「木材保存学術奨励賞」を授与する制度を創設致しました。この度、「第21回木材保存学術奨励賞」の公募を行いますので、下記の「木材保存学術奨励賞授与規程」と「学術奨励賞授賞者選考基準」をご参照の上、ご応募下さい。

尚、ご応募に当たりましては、応募者の略歴、業績の概要を記した応募書の提出が必要です。応募書は、本会のホームページの左バナーにある「顕彰事業」の「木材保存学術奨励賞」にあります。

応募書の提出期限は、2023年12月11日(月)ですので申し添えます。

### 木材保存学術奨励賞授与規程

- 第1条 木材保存学術奨励賞（以下「学術奨励賞」という。）規程は、表彰規程第3条第5号に規定されている別途規定である。
- 第2条 学術奨励賞は、わが国の木材劣化・木材保存処理に関する基礎学および木造建築物等の維持管理技術の開発に関する分野等における優れた学術研究業績に対して授与する。
2. 受賞者は、本会の個人会員あるいは学生会員で少壮の研究者とする。
- 第3条 学術奨励賞は、賞状及び賞品とし、原則として毎年1名に授与する。
- 第4条 学術奨励賞受賞者を選考するため、授賞選考委員会を置く。
- 第5条 授賞選考委員会は、学術奨励賞受賞者を選考し、会長に報告する。
2. 会長は、授賞選考委員会の選考結果を理事会に諮り、その承認を以って受賞者を決定する。
- 第6条 学術奨励賞受賞者の選考基準は、授賞選考委員の意見を聴いて、会長が別に定める。
- 第7条 本規程の改廃は、稟議規程に基づき起案し、会長の承認を受けるものとする。
- 附則 この規程は、平成15年8月25日から施行する。
- 附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

## 歴代木材保存学術奨励賞受賞者氏名

(敬称略, 所属は受賞当時)

第1回受賞	平成16年度	森林総合研究所	松永 浩史
第2回受賞	平成17年度	富山県林業技術センター	栗崎 宏
第3回受賞	平成18年度	(株)ザイエンス	谷川 充
第4回受賞	平成19年度	岩手県林業技術センター	谷内 博規
第5回受賞	平成20年度	奈良県森林技術センター	酒井 温子
第6回受賞	平成21年度	北海道立林産試験場	宮内 輝久
第7回受賞	平成22年度	群馬県林業試験場	町田 初男
第8回受賞	平成23年度	東京農工大学農学部	吉田 誠
第9回受賞	平成24年度	住友林業(株)	柿谷 朋
第10回受賞	平成25年度	森林総合研究所	上川 大輔
第11回受賞	平成26年度	秋田県立大学木材高度加工研究所	澁谷 栄
第12回受賞	平成27年度	森林総合研究所	石川 敦子
第13回受賞	平成28年度	道総研 林産試験場	伊佐治信一
第14回受賞	平成29年度	東京電機大学	森谷 友昭
第15回受賞	平成30年度	山形県工業技術センター	江部 憲一
第16回受賞	2019年度	森林総合研究所	小林 正彦
第17回受賞	2020年度	東京都立産業技術研究センター	小沼 ルミ
第18回受賞	2021年度	東京都立産業技術研究センター	村井まどか
第19回受賞	2022年度	秋田県立大学木材高度加工研究所	野田 龍
第20回受賞	2023年度	岩手県立大学盛岡短期大学部	大澤 朋子

## 学術奨励賞受賞者選考基準

本会の木材保存学術奨励賞授与規程（以下「授与規程」という）第6条に規定する学術奨励賞受賞者の選考基準は、原則として次の各項に該当するものとする。

- 1 木材保存に関する研究分野において、木材劣化・木材保存処理に関する基礎学ならびに木材保存処理技術の開発等の発展に寄与する優れた学術研究業績であって、次の各号の1に該当すること。
  - 1) 木材劣化の機構および原因解析に関する研究
  - 2) 新規木材保存剤および木材保存処理技術の開発につながる研究
  - 3) 木造建築物等の劣化予測ならびに診断技術の開発につながる研究
  - 4) 木造建築物等のメンテナンス技術の開発につながる研究
  - 5) 木材保存分野における環境安全性評価ならびに環境低負荷化につながる研究
- 2 当該研究業績が本会の年次大会で発表されており、かつ本学会誌「木材保存」に受賞者が筆頭著者の論文として掲載されていること。
- 3 受賞者の年齢は、当該年度の3月31日現在原則として45才以下であること。
- 4 受賞者選考のため必要な手続き等については内規で定める。
- 5 本基準の改廃は、稟議規程に基づき起案し、会長の承認を受けるものとする。

附則 この基準は、平成15年8月25日から施行する。

附則 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成30年1月1日から施行する。